

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法施行令、金融商品取引業等に関する内閣府令	
規制の名称	プロ向けファンドに関する規制の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局市場課	電話番号:03-3506-6000(内線:2622) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和3年7月7日	
事前評価時の想定との比較	<p>事前評価時、適格機関投資家等特例業務届出者の中には、49名以下であれば一般投資家に対しても販売が可能に着眼し、不適切な勧誘を行うものがあり、知識・経験が乏しく投資判断能力を有すると見込まれない一般投資家が被害を被る事例が発生していたため、投資家保護の観点からプロ向けファンドの販売先について、適格機関投資家、「投資判断能力を有する一定の投資家」、「適格機関投資家等特例業務を行う者と密接に関連する者」及び「投資に関する知識及び経験を有するもの(ベンチャー・ファンドの場合に限る。)」に限定したところであるが、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていないものと考えられる。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>事前評価時、遵守費用について、適格機関投資家等特例業務届出者において、プロ向けファンドの販売等を行う際に、投資家が「投資判断能力を有する一定の投資家」、「適格機関投資家等特例業務を行う者と密接に関連する者」及び「投資に関する知識及び経験を有するもの」であることを確認するための費用が発生すると見込んでいた。適格機関投資家等特例業務届出者は2850者(令和3年4月末時点)存在するが、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について遵守していることから、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難と考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	<p>事前評価時、行政費用について、行政庁(国)において、適格機関投資家等特例業務届出者のプロ向けファンドの販売等の規制の遵守状況を確認・検証するための費用が発生すると見込んでいた。行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般についてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難である。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	<p>今回の措置により、プロ向けファンドが、適格機関投資家と「投資判断能力を有する一定の投資家」、「適格機関投資家等特例業務を行う者と密接に関連する者」及び「投資に関する知識及び経験を有するもの」のみに販売等がなされることとなった。ベンチャー・ファンドについては、一般投資家は出資者になることができない一方、特例を設けており、他のプロ向けファンドに比べ、出資者の条件が拡張されている。令和3年3月末時点で、ベンチャー・ファンド特例に該当するファンドは67件であり、ベンチャー・ファンド特例が活用されていることから、(規制導入前に発生していたような)知識・経験が乏しく投資判断能力を有すると見込まれない一般投資家への不適切な勧誘による被害の減少につながったものと考えられる。その結果、投資家被害を適切に防止することに寄与したと考えられることから、規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	<p>一定の効果があったことが想定されるものの、その内容から、効果の金銭価値化は困難と考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	<p>当該規制に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	<p>規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。よって、当該規制を継続していくことが妥当であり、本件に係る特段の見直しは不要であるとする。</p>	
備考		